

平成 29 年度地域密着型サービス事業所実地指導の結果報告について

長久手市地域包括支援センター及び地域密着型サービス等運営協議会設置要綱第 2 条第 1 項第 8 号に基づく事業者の質の確保がされているか確認するため、①とことこひだまり 24、②小規模特別養護老人ホームだいたい村、③ハートフルハウス訪問介護事業所ひなたぼっこ及び④デイサービスメリーヴィレッジの実地指導を実施しました。

【(福) 愛知たいようの杜「とことこひだまり 24」】(平成 30 年 2 月 8 日実施)

1 対象事業者

- (1) 住所 長久手市下山 50 番地 1
- (2) 法人名 社会福祉法人愛知たいようの杜
- (3) サービス種別 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (4) 事業所名 とことこひだまり 24

2 実地指導内容

(1) 重点的な確認内容

- ア 事業運営状況（通信端末、定期巡回利用者像、随時対応の有無及び訪問看護事業所との連携等）
- イ 人員基準（オペレーター、訪問介護員、計画作成責任者及び管理者の配置及び資格状況）
- ウ 運営基準（利用者への同意、書類の整備、定期巡回計画の作成、介護医療連携推進会議実施及びケアコール端末の取扱い等）
- エ 加算指導（同一建物減算、初期加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス体制強化加算 I イ及び介護職員処遇改善加算 I）

(2) 改善指示事項

- ア 書類整備について
運営規程、利用契約書、重要事項説明書の記載内容について精査すること。
- イ 介護医療連携推進会議について
介護医療連携推進会議はおおむね 3 ヶ月に 1 回以上の実施が必要であるため定期的に実施すること。またその議事録を公表すること。
- ウ 同一建物減算について
事業所と同一建物に居住するの利用者へサービスを提供する場合であり、その建物が養護/軽費/有料老人ホームもしくはサービス付き高齢者向け住宅のいずれにも該当しない場合は、同一建物減算を算定する必要はないので過誤調整を行うこと。

【小規模特別養護老人ホームだいたい村】（平成30年2月9日実施）

1 対象事業者

- (1) 住所 長久手市前熊下田155番地
- (2) 法人名 社会福祉法人愛知たいようの杜
- (3) サービス種別 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (4) 事業所名 小規模特別養護老人ホームだいたい村

2 実地指導内容

(1) 重点的な確認内容

- ア 事業運営状況（利用料金徴収方法、サービス提供及び利用者状況等）
- イ 人員基準（介護職員、計画作成担当者、看護職員、生活相談員、機能訓練指導員及び管理者等の配置及び資格状況）
- ウ 設備基準（事業所内が整理整頓されており運営に支障がないか）
- エ 運営基準（利用者への同意、書類の整備、介護計画の作成、運営推進会議、サービス提供記録等）
- オ 加算指導（日常生活継続支援加算Ⅱ、看護体制加算(Ⅰ)イ、夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ、個別機能訓練加算、初期加算、栄養マネジメント加算、看取り介護加算及び介護職員処遇改善加算Ⅰ）
- カ 身体拘束実施状況

(2) 改善指示事項

- ア 書類整備について
運営規程、利用契約書、重要事項説明書の記載内容について精査すること。
- イ 料金徴収について
利用者から利用料金の支払いを受ける方法について、重要事項説明書記載のとおり選択肢がある旨を説明し、利用者が選択できるようにすること。
また預かり金管理費の一律徴収は出来ないため留意すること。

【(有) ハートフルハウス「ハートフルハウス訪問介護事業所ひなたぼっこ】（平成30年2月9日実施）

1 対象事業者

- (1) 住所 長久手市城屋敷108番地
- (2) 法人名 有限会社ハートフルハウス
- (3) サービス種別 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (4) 事業所名 ハートフルハウス訪問介護事業所ひなたぼっこ

2 実地指導内容

(1) 重点的な確認内容

- ア 事業運営状況（通信端末、定期巡回利用者像、随時対応の有無及び訪問看護事業所との連携等）
- イ 人員基準（オペレーター、訪問介護員、計画作成責任者及び管理者の配置及び資格状況）
- ウ 運営基準（利用者への同意、書類の整備、定期巡回計画の作成、介護医療

連携推進会議実施及びケアコール端末の取扱い等)

エ 加算指導（同一建物減算、初期加算、総合マネジメント体制強化加算及び介護職員処遇改善加算Ⅰ）

(2) 改善指示事項

ア 書類整備について

運営規程、利用契約書、重要事項説明書の記載内容について精査すること。

イ 介護医療連携推進会議について

介護医療連携推進会議はおおむね3ヶ月に1回以上の実施が必要であるため定期的に実施すること。またその議事録を公表すること。

ウ 管理者の兼務状況について

管理者・オペレーター・訪問介護職員の3職種を兼務しており、愛知県の指導方針として管理者の兼務は2職種までとなっているため、是正すること。

エ 利用者の地域への拡大について

現状利用者がすべて住宅型有料老人ホーム入居者のため、地域への展開に努めること。

【デイサービスメリーヴィレッジ】（平成30年2月16日実施）

1 対象事業者

- (1) 住所 長久手市岩作中根原54番地1
- (2) 法人名 株式会社 ナウヴィレッジ
- (3) サービス種別 地域密着型通所介護
- (4) 事業所名 デイサービスメリーヴィレッジ

2 実地指導内容

(1) 重点的な確認内容

ア 事業運営状況（サービス提供及び利用者状況等）

イ 人員基準（介護職員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び管理者等の配置及び資格状況）

ウ 設備基準（スプリンクラー及び消火器等設置状況）

エ 運営基準（利用者への同意、書類の整備、介護計画の作成、運営推進会議等）

オ 加算指導（同一建物減算、送迎しない場合の減算、入浴介助体制加算、介護職員処遇改善加算Ⅱ）

(2) 改善指示事項

ア 書類整備について

運営規程、利用契約書、重要事項説明書の記載内容について精査すること。

イ 運営推進会議の記録について

運営推進会議を実施した記録を整備し、公表すること。